

令和7（2025）年度

函館ラ・サール学園ラグビー部OB会総会 議案

議案審議

- ・第1号議案 令和6（2024）年度 活動報告
- ・第2号議案 令和6（2024）年度決算及び監査報告
- ・第3号議案 令和7（2025）年度 活動方針（案）
- ・第4号議案 令和7（2025）年度予算（案）
- ・第5号議案 会則の改正「慶弔規定の追加」（案）
- ・第6号議案 令和7（2025）年度 役員の選任
- ・その他

OB会会則



2024 総会 2024.10.5 函館湯の浜ホテルにて

函館ラ・サール学園ラグビー部OB会

日時： 2025年 9月27日(土) 18:00～
会場： ホテルノースシティ（札幌市）

函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会総会へ寄せて

函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会長・9 期 辻 昌宏



時間の経つのは早いもので、一昨年の札幌での総会から 2 年が経ち、昨年の函館総会から 1 年が経ってしまいましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

私は最近この時間経過感覚について、不思議に思っていることがあります。あの 4 年半に及んだコロナ禍でさえ、過ぎてしまえば「そんなに長かったっけ？」と感じているにもかかわらず、高校生活の 3 年間だけはしっかりとした時間の長さとして、今でも思い起こせます。その大部分をラグビーというスポーツが占めていたことは、皆様方も私と同様ではなかったかと推察いたします。

この OB 会は、そんな私たちを育ててくれた母校とラグビー部を支え、また、世代を超えた OB の交流を深めるための大切な場です。それぞれの道で活躍する OB の皆さんが、ラグビーという共通の話題を通じて再会し、昔話に花を咲かせ、新たな繋がりを築いていく。その輪を広げていくことが、私たちの使命だと考えています。

さて、現役選手の皆さん。皆さんが日々練習に励んでいる姿は、私たちの誇りです。練習は決して楽なものではありません。しかし、その先に広がる景色は、皆さんの想像をはるかに超える素晴らしいものです。仲間と共に流した汗、共有した時間は、必ずや皆さんの人生の糧となります。先輩たちが築き上げてきた「ラ・サールラグビー」の魂を胸に、一戦一戦を大切に戦ってください。そして、いつの日か、皆さんが立派な OB として戻ってきてくれる日を、心待ちにしています。

最後になりますが、今後も OB 会がより活発な活動を展開できるよう、皆様からの温かいご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。現役部員が最高の環境でラグビーに打ち込めるよう、そして OB・OG の皆様が再会できる場をさらに充実させていけるよう、会長として尽力してまいります。

皆様のさらなるご健勝とご活躍を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

第1号議案

令和6(2024)年度 OB会活動報告(2024.8.1～2025.7.31)

年	月/日	内容
令和6(2024)	8月14日～21日	函館ラ・サールカップへの協力
	8月26日	第1回役員会(オンライン)
	9月28日	花園予選北海道大会決勝帯同(札幌市 堀込委員)
	10月5日	2024年度総会(函館湯の浜ホテル)
	10月7日	総会議決結果・会費納入願発送 メルマガ配信
	10月15日	東北遠征補助拠出
	10月31日～11月1日	新人戦全道決勝戦帯同(北斗市 堀込委員)
	11月14日	新人戦バス費用補助拠出
	12月13日～12月14日	訪問コーチング(函館ラ・サール学園 堀込委員)
	12月25日～27日	冬季合宿帯同(神奈川県 堀込委員)
令和7(2025)	1月28日	函館ラグビーフットボール協会100周年協賛金拠出
	2月1日	高校卒業生壮行セレモニー参加、入会案内配布 (函館ラ・サール学園 額賀顧問 伊藤委員 堀込委員 庄司事務局次長)
	3月7日～8日	訪問コーチング(函館ラ・サール学園 堀込委員)
	3月22日～24日	合宿帯同(八戸市 堀込委員)
	5月	教育実習時コーチング(函館ラ・サール学園 佐々木OB(60期))
	5月5日	ファルコン「THANKS GIVING DAY」への参加
	5月25日	OB戦(函館ラ・サール学園)
	6月28日	LSラグビー宣伝活動(藤沢RS 堀込委員)
	6月最終週	プレー分析方法指導(函館ラ・サール学園 花村OB(58期))
	6月28日～29日	合宿帯同(八戸市 堀込委員)
	7月10日	第2回役員会(オンライン)
	7月15日～18日	訪問コーチング(函館ラ・サール学園 堀込委員)
	7月20日	総会案内、ファルコン依頼文書発送、メルマガ配信
	7月26日～30日	堀込委員(52期)道高校選抜大会帯同(札幌市)

※この間、随時ホームページ更新

函館ラ・サール学園ラグビー部OB会 令和6年度決算

自令和6年8月1日

至令和7年7月31日

【収入の部】

科目	R06年度予算	R06年度決算	付記
前期繰越金	984,237	984,237	通帳983,397+現金残840
会費	410,000	407,500	@50000x1+@10000x2+@5000x67+@500x5 total75名
		40,000	峰松氏より寄付
総会会費	100,000	100,000	@10000x10名
受取利息	20	479	
合計	1,494,257	1,532,216	

【支出の部】

科目	R06年度予算	R06年度決算	付記
遠征費補助			
中学校全道大会	100,000		
高校全道、熊谷等	200,000	160,305	高校新人戦レンタカー料金等補助(峰松氏寄付の40000含め)
その他	100,000		
現役サポート費			
コーチ帯同費	100,000	66,420	中学全国予選庄司コーチ釜石帯同
その他	50,000		
施設等補助金	50,000		
通信費	20,000	80,368	総会案内、資料、会費請求等郵送費
会議費	200,000	116,875	ZOOM年間契約23,375 総会会場費93,500
ホームページ維持管理費	15,000	15,000	伊藤委員へ
事務用品費	10,000	5,396	封筒、コピー紙等
慶弔費(交際費)	0	20,000	函館ラグビー協会100周年協賛
事務局費	15,000	15,000	伊藤委員へ
雑費	1,000	990	振込手数料
小計	861,000	480,354	
予備費	633,257		
次年度繰越金		1,051,862	通帳1,051,661,397+現金残201
合計	1,494,257	1,532,216	

監査報告

事務局より届きました各種帳票類・通帳を精査しましたところ、妥当であることを認めます。

監事氏名

鶴井 亨

令和7年 9 月 2 日



監事氏名

富田 昌利

令和7年 9 月 3 日



第3号議案

令和7年度 函館ラ・サール学園ラグビー部OB会 活動方針

OB会活動目的

函館ラ・サール学園ラグビー部OB相互の親睦・交流を図る。

函館ラ・サール学園ラグビー部現役チームの活動支援を行う。

今年度の活動内容

- ① HP 会員の増加を図り、OB会名簿の整理に努める。
- ② 会費納入人員の増加に努め、安定・継続した現役チームへのサポートのため経営収入の安定化を図る。若い世代OBの加入促進に重点的に取り組む。
- ③ ホームページ、Facebook を活用した、OB会、現役チームの現状等の広報活動に努める。
- ④ 期幹事の機能をいかすため、期幹事・役員ミーティングの開催など、役員と期幹事の連携を図る。
- ⑤ 同期同世代中心にOB会員交流会などを働きかけ、発信することでより広い世代間での交流のきっかけ作りに努める。
- ⑤後援会、(一社) ファルコンとの連携を図る。
 - ※全国高等学校ラグビーフットボール大会(花園)や全国選抜大会(熊谷)に出場が決定した場合、OB会は後援会寄附金に協力するという形で会員に呼びかける。
 - ※(財)ファルコンの活動について積極的に広報・協力を募っていく。
- ⑥鹿児島ラ・サール学園ラグビー部OB会との交流を図る。

函館ラ・サール学園ラグビー部OB会 令和7年度予算(案)

自令和7年8月1日

至令和8年7月31日

【収入の部】

科目	R06年度決算	R07年度予算	付記
前期繰越金	984,237	1,051,862	通帳1,051,661+現金残201
会費	407,500	410,000	@5000×80名+学生(500)
寄付金	40,000	0	
総会会費	100,000	107,000	8000×13+3000×1
受取利息	479	1,500	
合計	1,532,216	1,570,362	

【支出の部】

科目	R06年度決算	R07年度予算	付記
遠征費補助			
中学校全道大会		100,000	
高校全道、熊谷等	160,305	200,000	
その他		100,000	
現役サポート費			
コーチ帯同費	66,420	100,000	
その他		50,000	
施設等補助金		50,000	
通信費	80,368	60,000	総会資料、会費請求等郵送費
会議費	116,875	200,000	ZOOM年間契約25,000 総会会場費150,000 +α
ホームページ維持管理費	15,000	15,000	伊藤委員へ
事務用品費	5,396	10,000	封筒、コピー紙等
慶弔費	20,000	0	
事務局費	15,000	15,000	伊藤委員へ
雑費	990	1,000	振込手数料
小計	480,354	901,000	
予備費		669,362	
次年度繰越金	1,051,862		
合計	1,532,216	1,570,362	

第5号議案

会則の改正「慶弔規定の追加」

慶弔に関する規定を設けていなかったことから以下慶弔規定を追加することを提案します。

函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会 慶弔規定（案）

第1条（目的）

本規定は、OB 会員および学園ラグビー部の関係者に慶事または弔事が発生した場合に、OB 会として一定の基準に基づき祝意または弔意を表することを目的とする。

第2条（対象者）

1) OB 会会員本人（但し会費納入実績がある会員に限る）

2) 現役の部活動の監督、コーチ

※上記以外の場合は、役員会の協議により決定する。

第3条（慶弔の範囲・内容）

区分	内容	品物・金額（例）
葬儀（会員本人逝去）	香典	10,000 円
葬儀（監督、コーチ逝去）	香典	10,000 円
退職や退任（監督・コーチの転勤）	餞別	10,000 円
その他特別な場合	役員会の判断による	実費

第4条（通知義務）

会員は慶弔に該当する事由の発生を知った場合、速やかに事務局へ連絡すること。

第5条（支出）

慶弔にかかる費用はOB 会の会計から支出する。

支出にあたっては会長または会計責任者の承認を得るものとする。

第6条（運用）

1) 金額・品物の内容は毎年度の総会・役員会で見直すことができる。

2) 本規定に定めのない事項は役員会で協議のうえ決定する。

第6号議案

令和7（2025）年度 役員選任

※役員改選期の2024年度に、2026年度までの役員が決定しております。承認をお願いします。

役職	卒業期	氏名
会長（再）	9期	辻 昌宏
副会長（再）	12期	加藤 智章
副会長（再）	14期	坂本 昌彦
委員（再）	14期	大竹 昌尚
委員（再）	18期	益井 基
委員（再）	27期	伊藤 史人
委員（再）	32期	峰松 宏樹
委員（再）	43期	菅原 崇聖
委員（再）	52期	堀込 紀行
事務局長（再）	16期	立石 晋
事務局次長（再）	48期	平井 舜
事務局次長（再）	54期	庄司 健人
監事（再）	15期	鶴井 亨
監事（再）	17期	宮田 昌利

◎会則より役員任期は3年間、2026年度までとなっております。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会」と称する・

(目的)

第 2 条 本会の目的としては以下のものを掲げる

- 1) 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 相互の親睦・交流を図る。
- 2) 函館ラ・サール学園ラグビー部現役チームの活動支援を行う。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は函館ラ・サール学園内に設置する。

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 本会は次の会員で組織する。

- 1) 正会員 函館ラ・サール学園在学中にラグビー部員であった者
- 2) 特別会員 前記 1, 2 に該当しないが、函館ラ・サール学園ラグビー部顧問・監督・コーチ等を経験した者で、役員会で承認された者。
- 3) 賛助会員 函館ラ・サール学園ラグビー部 OB 会の活動に賛同し、本人からの申し出により役員会の承認を得た者。

(資格の喪失)

第 5 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 禁治産もしくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 3) 死亡、もしくは疾走宣告を受けたとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第 6 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない

(除名)

第 7 条 会員が次の各項に該当するときは、総会の議決を得て会長が除名することができる。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- 2) 会費を 5 年以上滞納したとき。

(名誉会長及び顧問)

第 8 条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる、名誉会長及び顧問は役員会で推薦し、総会で選任する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 委 員 若干名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 事務局次長 若干名
- 5) 監 事 2名

(会長、副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事の職務)

第10条 会長、副会長、委員、事務局長、事務局次長の職務

- 1) 会長は本会を代表して、会務を統括する。
- 2) 副会長、委員は会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長があらかじめ指名した順序にその職務を代行する。
- 3) 事務局長は会長を補佐し、会計管理等日常の会務に従事する。
- 4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 5) 役員は役員会を組織して、本会の業務を決議し、執行する。

(監事の業務)

第11条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の業務を行う。

- 1) 財産の状況を監査する。
- 2) 役員の業務執行の状況を監査する。
- 3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したとき、これを総会または役員会に報告する。

(会長の選出)

第12条 会長の選出は次の手続きによる、

- 1) 会長の選挙は選挙日の2か月前までに本会正会員に公示され、立候補する本会正会員は1か月前までに役員会に届けなければならない。
- 2) 会長の選挙は正会員にて行う。
- 3) 役員に欠員が生じたとき、選挙で次点の者を繰り上げる。
- 4) 会長と監事は、役員を兼務できない。

(副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事の選出)

第13条 副会長、委員、事務局長、事務局次長、監事は正会員の中から会長の推薦により総会において承認を得て選出する。

(役員の任期)

第14条 本会役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

- 1) 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 2) 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその業務を行う。

(役員の解任)

第 15 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決により役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 会議

(会議の種別)

第 16 条 会議は総会及び役員会とする。

(総会の種別)

第 17 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は全正会員、特別会員で構成する。

(総会の権限)

第 19 条 総会は、この会則で定めるもののほか次の各号について議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算の決定。
- 2) 事業報告及び収支決算の承認。
- 3) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 20 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたときに召集する。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、会長がこれを招集する。

- 1) 総会を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を少なくとも 2 週間前までに総会構成員に送付しなければならない。
- 2) 会長は前項 2 号の場合、請求の日から 1 か月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長 1 名と議事録署名人 2 名を正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議決は、出席正会員（委任状を含む）の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

第 25 条 役員会は会長、副会長、委員および事務局長をもって構成する。

(役員会の権限)

第 26 条 役員会は、この会則に規定するもののほか、次の各号について決議する。

- 1) 総会で決議した事項の執行に関すること。
- 2) 総会に付議すべき事項に関すること。

3) その他総会の決議を必要としない業務の執行に関すること。

(役員会の招集)

第 27 条 役員会は随時会長が招集する。

1) 役員会構成員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、役員会招集をされたときは、その請求のあった日から 2 週間以内に役員会を招集しなければならない。

2) 役員会の議長は会長または副会長とする。

(役員会の定足数)

第 28 条 役員会は役員会構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開会できない。

1) 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は毎年 8 月 1 日始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

附 則

本会則は平成 29（2017）年 8 月 1 日より施行する。

(令和 3 年 9 月 19 日一部改正)